

# 介護保険料の減免

～該当する方は申請を～

介護保険の保険料額は、前年の所得に応じて年度ごとに決定しています。しかし、保険料の負担が生活の維持に支障があると認められる場合のほか、災害や不慮の事故などに対する減免制度を設けています。これらの減免には「申請」が必要です。要件に該当する場合や制度の詳細は、問い合わせてください。

なお、減免の可否は、資産調査などの結果に基づき、市の基準で決定します。

《問合せ》 高年介護課保険給付係 ☎24-2401



## 低所得者減免

保険料段階が第1段階（生活保護受給者を除く）から第3段階の方で、次の①～③の全ての要件に該当する方

① 市民税が課税されている方に、住まい、食事の提供、公共料金の負担を含め金銭的な援助を受けておらず、市民税課税上、および医療保険の被扶養者になっていない。

② 資産などを活用してもなお生活が困窮していると認められる（資産には預貯金、土地家屋、返戻金のある保険等、有価証券、貴金属などを含む）。

## その他の減免

③ 前年の収入が、下表の要件を満たしている。

次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 次のいずれかに該当し、損害保険などの給付がないか一定額以下の方
- ② 災害で、住宅、家財などの財産に著しい損害を受けた。
- ③ 世帯の生計を主として維持する方が、死亡または心身

## 《低所得者減免》

対象（保険料段階別）		収入金額	減免額
第1段階 （昨年度までの第1・2段階）	単身世帯	減免申請者の年間収入金額が60万円以下	10分の6を減免
	世帯員が2人以上の世帯	減免申請者の属する世帯の全ての世帯員の年間収入金額の合計が〔60万円+30万円×（世帯員の人数-1）〕以下	
第2段階 第3段階 （昨年度までの第3・4段階）	世帯員が2人以上の世帯	減免申請者の属する世帯の全ての世帯員の年間収入金額の合計が〔60万円+30万円×（世帯員の人数-1）〕以下	10分の7を減免
	単身世帯	減免申請者の年間収入金額が120万円以下	10分の4を減免
	世帯員が2人以上の世帯	減免申請者の属する世帯の全ての世帯員の年間収入金額の合計が〔120万円+60万円×（世帯員の人数-1）〕以下	

に重大な障害を受け、もしくは長期入院したことで、収入が著しく減少した。

- ・世帯の生計を主として維持する方の収入が、失業などで著しく減少した。
- ・世帯の生計を主として維持する方の収入が、農作物の不作などで著しく減少した。
- ② 無年金外国籍高齢者福祉給

## 介護保険料の適用除外

65歳以上の方は1号被保険者として、40歳以上65歳未満の医療保険加入者は第2号被保険者として、介護保険の被保険者となります。

しかし、法令で定める施設に入所・入院し、一定の条件に該当する方は、介護保険の被保険者になりません。左の施設に該当する方は届け出てください。



## 対象施設

（介護保険法施行法第11条に規定する施設）

- ▼ 障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設
- ※ 生活介護および施設入所支援を受けている障害者に限る

- ③ 刑事施設、労働場、その他これに準ずる施設に1カ月以上拘禁された方



- ▼ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設
- ※ 身体障害者福祉法の規定で生活介護を行う施設に入所している障害者または知的障害者福祉法の規定で入所している障害者に限る
- ▼ 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設
- ▼ 児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関
- ▼ のぞみの園法に規定する福祉施設
- ▼ 国立および国立以外のハンセン病療養所等
- ▼ 生活保護法に規定する救護施設
- ▼ 労災特別介護施設
- ▼ 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の施設
- ※ 療養介護を行う施設に限る

# 命をつなぐ 献血に協力をお願いします！



日本赤十字社は、医療機関で必要な血液量の予測に沿って、献血の協力をお願いしています。

近年、若年層(10・20代)の献血者が減少傾向にあり、特に但馬は年代別人口に対する献血者の比率が低くなっています。献血された血液の大半は病気治療で使われているため、日本の少子高齢化が進むと、将来の血液の供給に支障をきたす恐れがあります。

血液は長期保存ができません。今後も安定して血液を供給できるよう、特に若い世代の献血へのご理解とご協力をお願いします。

## 《年代別人口に対する献血者の比率》

	10代		20代	
	兵庫県	但馬	兵庫県	但馬
平成25年度	3.3%	1.9%	5.9%	5.1%
平成26年度	3.2%	1.9%	5.3%	4.8%



兵庫県では、  
医療機関からの血液要請の約95%が  
400ミリリットル献血の血液です。



400ミリリットル献血は  
**男性17歳、女性18歳**から可能です。  
(体重50kg以上)

## 夏休みに献血しよう！

- ▼日時 8月16日(日)  
・午前10時～11時30分  
・午後0時45分～4時
- ▼場所 コープデイズ豊岡  
(加広町)
- ▼内容 400ミリリットル献血



## 献血ってどうして必要なの？

### ▼献血された血液の大半は病気治療で使用！

輸血というと大げがをイメージしますが、けがの治療に使われるのは4%。最も多く使用されるのは継続的な治療が必要な“がん”治療です。

### ▼人工的に造れない！

医療技術がどんどん進化している現代でも造ることができません。

### ▼長期保存ができない！

保存できるのは血小板が採血後4日間、赤血球でも21日間です。

### ▼将来の献血不足人数はなんと85万人！

将来必要な輸血量から予測した必要献血者数は、2027年に最大となり、545万人もの献血者が必要となります。尊い命を救うため、複数回献血者や新たな献血協力者が必要不可欠です。

《問合せ》兵庫県赤十字血液センター豊岡出張所 ☎24-0268

豊岡市献血推進協議会事務局(健康増進課内) ☎24-1127

## 住宅耐震改修工事補助制度 安全対策に最高130万円の補助

- ▽ 県の補助制度と併せて活用すると、最高で130万円の補助を受けることができます。
- ▼ 対象住宅：昭和56年5月31日以前に設計建築した簡易耐震診断調査済の住宅
- ▼ 補助金額
  - ① 1階居室等補強型
    - ▽ 計画策定：計画策定費の2分の1以内(上限額10万円)
    - ▽ 耐震補強工事：工事費の2分の1以内(上限額30万円)
    - ② 防災ベッド等設置型
      - ▽ 定額10万円/台(戸建住宅で工事費用が10万円以上・1台当たり10万円)
    - ③ 県補助上乘せ型：県の住宅耐震改修工事費補助制度を利用した場合に市が上乘せ補助します。
  - ▽ 対象事業費の4分の1以内(上限額：戸建住宅30万円、共同住宅戸当たり10万円)
- ▼ ひよっこ住まいの耐震化促進事業(県補助制度)
- ▼ 耐震改修計画策定費補助
  - ▽ 計画策定費の3分の2以内(上限額：戸建住宅20万円、共同住宅戸当たり12万円)
- ▼ 耐震改修工事費補助：改修後の目標評点1・0以上
- ▽ 戸建住宅：改修工事費の3分の1以内(上限額100万円)
- ▽ 共同住宅：改修工事費の2分の1以内(上限額戸当たり40万円)
- ▼ 簡易耐震改修工事費補助：改修後の目標評点0.7以上
- ▽ 定額50万円(戸建住宅で工事費用が50万円以上)
- ▼ シェルター型工事費補助
  - ▽ 定額50万円(戸建住宅で工事費用が50万円以上)
- ▼ 屋根軽量化工事費補助：耐震診断の結果評点が0.7以上1.0未満の木造戸建住宅
- ▽ 定額50万円(工事費用が50万円以上)
- ▼ その他 事業着手前に交付申請が必要です。事前に相談してください▽平成28年3月31日までに事業を完了する必要があります。
- ※ 詳細は、市ホームページ《申込み・問合せ》建築住宅課 ☎21-9018